

京都市告示第290号

都市計画法（以下「法」という。）第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）土地区画整理事業を決定したので、法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成16年9月24日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 土地区画整理事業の名称

久世高田地区土地区画整理事業

2 都市計画を変更する土地の区域

京都市西京区下津林番茶町，南区久世高田町，久世中久世町一丁目，久世中久世町五丁目の一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

（都市計画局都市企画部都市計画課）